

山口大学知的財産審査委員会について【概要】

08年10月1日

国立大学法人山口大学

産学公連携・イノベーション推進機構

知的財産部門

1. 知的財産審査委員会の改編について

(1) 改編の背景と目的

イノベーションの「種」となる、基礎研究から生まれる「発見」を生かして知的財産を創出し、国内外の産業界との間で知的創造サイクルの構築を目指す「山口大学ビジョン」をより確実にするため、山口大学の知的財産を専門的に取り扱う知的財産審査委員会の改善を行うこととした。特に出願時の審査体制の改編を狙いとして、知的財産審査委員会の改編の検討を行うとともに、併せて、より強い知的財産権を創出するために、審査の基礎となる各審査基準、各ディスクロージャーフォーム(開示資料)についても見直した。

(2) 改編のポイント

- ①審査委員は、学内外の有識者等を主体として構成
- ②定期的に審査委員会を開催し、審議する委員会方式(合議)の体制
- ③各審査基準の見直し、審査資料となる各ディスクロージャーフォームの見直し
 - ・各審査基準(別添詳細資料を参照)を明確化
 - ・審査資料となる各ディスクロージャーフォーム(別添詳細資料を参照、国内出願時の知財創作届書、発明についてのTLO・コーディネータ(CD)等の所見／知的財産部門コメント、外国出願時のJST外国出願支援申請書、審査請求時の審査請求要否調査回答用紙等)には、審査に必要な十分な情報を盛り込む

2. 新しい審査体制

(1) 審査委員会の位置付け

下記(2)の各審査案件について審議する。

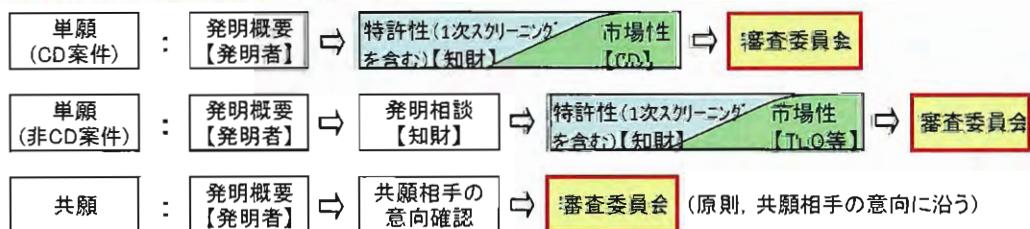
(2) 審査の種類…各審査のしかた、各審査基準、審査資料については別添詳細資料を参照

- ①国内出願案件の審査
- ②外国出願[(独)科学技術振興機構(JST、Japan Science and Technology Agency)への支援申請]案件の審査
- ③審査請求案件の審査
- ④JSTへの外国出願支援申請が採択・不採択時の処理手法
- ⑤権利維持・放棄の処理と審査

■は可否判断

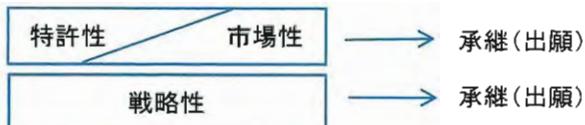
(職務発明か否か、承継するか否か、出願するか否か)

(3) 審査フロー(国内出願について)



(4) 審査のポイント

- ①特許性 → 知的財産部門が判断
- ②市場性 → TLO、コーディネータ等が、技術移転の可能性を中心に判断
- ③戦略性 → 審査委員会が、大学の戦略、研究者の戦略に基づいて判断



注) 特許制度は、産業の発達を目的とする(特許法第1条)もので、市場性が重要視されている。

(5) 審査委員会の構成

学内の有識者(役職者:機構長、機構3部門の各部門長3名)4名、外部技術移転機関者1名、学外の弁理士1名、学外の有識者4名の計10名を審査委員とする。

【構成する審査委員】

- ①機構長1名:
- ②機構3部門の各部門長3名:
- ③外部技術移転機関者1名:
- ④学外の弁理士1名:
- ⑤学外の有識者4名:

以上合計10名

(6) 審査委員会の進め方

- ①審査委員は、出願状況に応じて(月1回程度、5時間/回程度)、審査委員会に集まり、審査(30分/件)する。
- ②審査は、原則として、審査委員による委員会方式(合議)とする。
- ③審査委員会は、事務局を知的財産部門に置き、委員長(機構長)が総理する。
- ④審査委員会は原則半数以上の出席者でもって成立とし、審議では出席者の過半数をもって決定とする。(同数の場合は委員長が決定する。)代理出席は委員長の承認を要する。
- ⑤審査委員会では、1)国内出願時、2)外国出願時、3)審査請求時、及び 4)JSTへの外国出願支援申請が採択・不採択時、5)権利維持・放棄時、の各案件について報告、審議する。
- ⑥審査は、案件毎に、各審査基準、審査資料(別添詳細資料を参照)に基づいて行う。
- ⑦審査委員会には、必要に応じて(発明概要の説明等で)、知的財産部門の担当者、発明者、コーディネータ等がオブザーバーとして適宜参加できるものとする。
- ⑧委員会での決定(概要)は、申請者に報告する。但し、個々の委員の意見は非公開とする。

以上

山口大学知的財産審査委員会について

08年12月1日改訂

国立大学法人山口大学

産学公連携・イノベーション推進機構

知的財産部門

1. 知的財産審査委員会改編について

(1) 改編の背景と目的

イノベーションの「種」となる、基礎研究から生まれる「発見」を生かして知的財産を創出し、国内外の産業界との間で知的創造サイクルの構築を目指す「山口大学ビジョン」をより確実にするため、山口大学の知的財産を専門的に取り扱う知的財産審査委員会の改善を行うこととした。

特に出願時の審査体制の改善を狙いとして、知的財産審査委員会の改編の検討を行うとともに、併せて、より強い知的財産権を創出するため、審査の基礎となる各審査基準、各ディスクロージャーフォーム（国内出願時の知財創作届書、発明についてのTLO、コーディネータ等の所見、知的財産部門コメント、外国出願時のJST外国出願支援申請書等、審査請求時の審査請求要否調査回答用紙等 開示資料）についても見直した。

(2) 改編のポイント

以下に、今般改編した知的財産審査委員会の改編のポイントを5つ示す。

- 1) 審査委員会を構成する審査委員は、学内外の有識者等を主体として構成した。
- 2) 従来の書類審査方式ではなく、定期的に審査委員会を開催し、審議する委員会方式（合議）の体制を取り、十分に合議して決められる体制とした。
- 3) 審査委員会と密接にリンクしている各審査基準の見直し、各ディスクロージャーフォームの見直しも今般併せて行った。
- 4) ディスクロージャーフォームにより審査ができるように、十分な情報を盛り込んだ。すなわち、知的財産創作届書等には、
 - ①発明者からの今後の研究の取り組み方針・計画・戦略や企業等へのライセンスの見込み等の情報、
 - ②TLO やコーディネータ(CD)、アドバイザー(AD)等からの市場性、技術移転の可能性等についての所見、
 - ③知的財産部門からの特許性についてのコメント、等の十分な判断データを盛り込んで（添付の知的財産創作届書、発明についてのTLO、コーディネータ等の所見、知的財産部門コメント、JST外国出願支援申請書等、審査請求要否調査回答用紙等を参照）、審査委員会で十分に審議できる体制が取れるようにした。
なお、これらのディスクロージャーフォームの作成は基本的には発明者が行う。（但し、発明者で記載が難しい項目については、コーディネータ、アドバイザー、知的財産部門、TLO等に相談して下さい。）
- 5) 各審査基準（添付の各審査基準を参照）を明確にし、その審査基準に従い、審査委員会で十分に審議できる体制が取れるようにした。

以上より、最終的な特許性、市場性、戦略性の判断等については、審査資料となるディスクロージャーフォーム(国内出願時の知的財産創作届書、発明についてのTLO、コーディネータ等の所見、知的財産部門コメント、外国出願時のJST外国出願支援申請書等、審査請求時の審査請求否調査回答用紙等)を事前に十分揃え、先行技術文献調査の結果も盛り込んで、知的財産審査委員会[学内の有識者(役職者)、学外のTLO、弁理士、有識者を審査委員会メンバーとして、出願状況に応じて(月1回程度)開催し、各発明審査基準をもとに委員会方式で審査]で審議することとした。

2. 新しい審査体制

(1) 審査委員会の位置付け

1)国内出願時、2)外国出願時、3)審査請求時、及び 4)JSTへの外国出願支援申請が採択・不採択時、5)権利維持・放棄時、の各案件について報告、審議する。

(2) 審査の種類

1) 国内出願案件の審査

発明者が発明時に提出する「知的財産創作届書」を対象に、学内で定期的に知的財産審査委員会を開催、審査委員による委員会方式で審査

2) 外国出願[(独)科学技術振興機構 (JST, Japan Science and Technology Agency)への支援申請]案件の審査

大学の方針や発明者の外国出願の希望(「外国出願要否調査回答用紙」を参照)を考慮し、学内の知的財産審査委員会で、審査委員による委員会方式で審査

3) 審査請求案件の審査

①審査請求料の無料期[特許経費全面無料期(特例期間):～H19年3月出願]→発明者の審査請求の希望(「審査請求要否調査回答用紙」を参照)に沿い、学内の知的財産審査委員会で承認

②審査請求料の半額有料期[審査請求料、登録料のみが半額有料期(減免期間):H19年4月出願～]→発明者の審査請求の希望や共願案件の場合は共願相手の意向に沿い、学内の知的財産審査委員会で、審査委員による委員会方式で審査

4) JSTへの外国出願支援申請が採択・不採択時の処理手法

該当案件を処理手法(後述の(8) 4)に記載の処理手法を参照)に則り、知的財産部門で処理し、定期的に知的財産審査委員会に報告、決裁

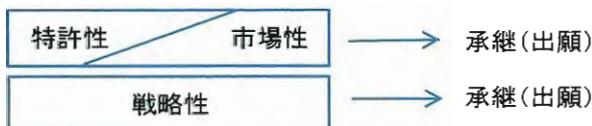
5) 権利維持・放棄の処理と審査

該当案件を処理手法(後述の(8) 5)に記載の処理手法を参照)に則り、知的財産部門で処理し、定期的に知的財産審査委員会に報告、決裁



(4) 審査のポイント

- ①特許性 → 知的財産部門が判断
- ②市場性 → TLO、コーディネータ等が、技術移転の可能性を中心に判断
- ③戦略性 → 審査委員会が、大学の戦略、研究者の戦略(知的財産創作届書に記入)に基づいて判断



注) 特許制度は、産業の発達を目的とする(特許法第1条)もので、市場性が重要視されている。

(5) 審査委員会の構成

学内の有識者(役職者:機構長、機構3部門の各部門長3名)4名、外部技術移転機関者1名、学外の弁理士1名、学外の有識者4名の計10名を審査委員とする。

〔構成する審査委員〕

- ①機構長1名:
- ②機構3部門の各部門長3名:
- ③外部技術移転機関者1名:
- ④学外の弁理士1名:
- ⑤学外の有識者4名:

以上合計10名

(6) 審査委員会の進め方

- ①審査委員は、出願状況に応じて(月1回程度、5時間/回程度)、審査委員会に集まり、審査(30分/件)する。(外部審査委員には、学内規程により謝金と旅費を支払う。)
- ②審査は、原則として、審査委員による委員会方式(合議)とする。
- ③審査委員会は、事務局を知的財産部門に置き、委員長(機構長)が総理する。
- ④審査委員会は原則半数以上の出席者でもって成立とし、審議では出席者の過半数をもって決定とする。(同数の場合は委員長が決定する。)代理出席は委員長の承認を要する。
- ⑤審査委員会では、1)国内出願時、2)外国出願時、3)審査請求時、及び 4)JSTへの外国出願支援申請が採択・不採択時、5)権利維持・放棄時、の各案件について報告、審議する。

- ⑥審査は、案件毎に、各審査基準(後述の(8)を参照)、審査資料(後述の(9)を参照)に基づいて行う。
- ⑦審査委員会には、必要に応じて(発明概要の説明等で)、知的財産部門の担当者、発明者、コーディネータ等がオブザーバーとして適宜参加できるものとする。
- ⑧委員会での決定(概要)は、申請者に報告する。但し、個々の委員の意見は非公開とする。

(7)各審査のしかた

- ①国内出願案件の審査は、「国内出願案件を審査する時の発明審査基準」をもとに、「知的財産創作届書」、「発明についてのTLO、コーディネータ等の所見、知的財産部門コメント」を参考して審議する。
- ②外国出願(JSTへの支援申請)案件の審査は、「外国出願(JSTへの支援申請)案件を審査する時の発明審査基準」をもとに、「外国出願要否調査回答用紙及びJST外国出願支援申請書(発明概要)」を参考して審議する。
- ③審査請求案件の審査については以下の通りとする。
 - ・審査請求料の無料期(特許経費全面無料期(特例期間):～H19年3月出願)→「審査請求要否調査回答用紙」を受領すると、審査委員会で承認する【発明者の希望に沿う】。
 - ・審査請求料の半額有料期(審査請求料、登録料のみが半額有料期(減免期間):H19年4月出願～)→「審査請求要否調査回答用紙」を受領すると、「審査請求案件を審査する時の審査基準」をもとに、これらの審査資料を参考して審議する【発明者の希望に沿い、市場性(実施許諾の契約が成立、またはその可能性があるもの等)を勘案して審査請求する、共願の場合は共願相手の意向に沿う】。
- ④JSTへの外国出願支援申請が採択・不採択時の処理と手法は以下の通りとする。
該当案件を処理手法(後述の(8)4)に記載の処理手法を参照)に則り、知的財産部門で処理し、定期的に知的財産審査委員会に報告して、決裁する。
- ⑤権利維持・放棄の処理と審査は以下の通りとする。
該当案件を処理手法(後述の(8)5)に記載の処理手法を参照)に則り、知的財産部門で処理し、定期的に知的財産審査委員会に報告して、決裁する。

(8)各審査基準等

- 1)国内出願案件を審査する時の発明審査基準…添付資料①参照
 - ①この発明は職務発明として認めてよいか。
 - ②発明の目的とその目的達成の程度(効果)はあると思われるか。
 - ③目的(課題)及びその達成度(完成)が現在または将来、社会のニーズに適合する(産業上利用できる)可能性があると考えられるか。
 - ④他の技術と同一又は類推できるものとは思われないか。
 - ⑤この発明はあなたの知識や文献の記載等から簡単には思いつかないものと考えられるか。
 - ⑥第三者の権利侵害の発見、立証ができると思われるか。
 - ⑦この発明はあなたから見て完成していると思われるか(なお、「完成」とは、発明の課題が実際に、具体的に解決できたことである)。
 - ⑧戦略的見地から、この発明は出願すべきと思われるか(なお、「戦略」とは、外部資金導入、

大学の戦略、研究者の戦略等をいう)。

2)外国出願(JSTへの支援申請)案件を審査する時の発明審査基準…添付資料④参照

①特許性【新規性、進歩性】

②経済性【市場の規模、起業化・有力企業へのライセンスの可能性】

③社会公共性【社会公共に対する技術の貢献度】

④JSTの特許化支援制度の趣旨からみた発明の位置付け

【1)技術の大幅な進歩を促すことが期待される画期的な着想に基づく発明、

2)将来我が国の産業基盤を形成する可能性のある発明、

3)新規産業を形成する可能性のある発明、

4)既存産業技術を大幅に向上させる可能性のある発明】

⑤出願国【出願希望国の適否】

3)審査請求案件を審査する時の審査基準…添付資料⑥参照

①出願から2年半以内に実施契約が成立しているか。(あるいは、実施契約には至っていないが、将来期待が持てそうなものであるか。)

②外部資金導入のきっかけとなったものであるか。

③大学の方針、戦略(大学の研究推進戦略等)、研究者の戦略(有償譲渡を含む)に沿ったものであるか。

④共同出願については、相手(企業等)の意向に沿ったものであるか。(相手(企業等)の意向を尊重、考慮する。)

4)JSTへの外国出願支援申請が採択・不採択時の処理手法

①各段階(学内審査やJST審査(PCT出願、各国移行、3年後見直し))で不採択になれば、次の段階として、大学(山口TLO)が主体となって、スポンサー(共同出願相手の企業等、それ以外の企業等)と有償譲渡金額や持ち分割合等を交渉する。それが成立しなければ発明者に戻す。

5)権利維持・放棄の処理をする時の処理手法

①登録後2年半で見直し、以降3年毎に見直す。

②契約等で維持するもの以外で、ライセンス収入等が特許年金に満たず、赤字になれば維持しない(発明者に戻す)。

③大学が維持が必要と判断したものは残す。

(9)審査のための審査資料

1)国内出願案件を審査する時の審査資料

①国内出願案件を審査する時の発明審査基準と評価

…添付資料①参照

②審査案件の知的財産創作届書

…様式は添付資料②参照

- ③審査案件の発明についてのTLO、コーディネータ等所見(市場性、技術移転の可能性等)、
知的財産部門コメント(特許性等)
…様式は添付資料③参照

2)外国出願(JSTへの支援申請)案件を審査する時の審査資料

- ①外国出願(JSTへの支援申請)案件を審査する時の発明審査基準と評価
…添付資料④参照
- ②審査案件の外国出願要否調査回答用紙、JST外国出願支援申請書(発明概要)
…様式は添付資料⑤参照
- ③審査案件の知的財産創作届書
…様式は添付資料②参照
- ④審査案件の発明についての国内出願時のTLO、コーディネータ等所見(市場性、技術移転の可能性等)、知的財産部門コメント(特許性等)
…様式は添付資料③参照
- ⑤審査案件の国内出願明細書

3)審査請求案件を審査する時の審査資料

- ①審査請求案件を審査する時の審査基準と評価
…添付資料⑥参照
- ②審査案件の審査請求要否調査回答用紙
…様式は添付資料⑦参照
- ③審査案件の知的財産創作届書
…様式は添付資料②参照
- ④審査案件の発明についての(特許性等)TLO、コーディネータ等所見(市場性、技術移転の可能性等)、知的財産部門コメント(特許性等)
…様式は添付資料③参照
- ⑤審査案件の公開公報

4)JSTへの外国出願支援申請の採択・不採択案件を審査する時の審査資料

- ①JSTへの外国出願支援申請が採択・不採択時の処理手法
…本資料の(8) 4)参照
- ②審査案件の状況報告書(一覧表)
…知的財産部門で作成

5)権利維持・放棄の案件を審査する時の審査資料

- ①権利維持・放棄の処理をする時の処理手法
…本資料の(8) 5)参照
- ②審査案件の状況報告書(一覧表)
…知的財産部門で作成

以上

国内出願案件を審査する時の発明審査基準（審査の観点）と評価

平成 年 月 日

創作物（発明等）の名称：

筆頭発明者の所属部局名、職名、氏名：

発明審査基準と評価

| 項目 | 基準 | 評価 |
|-------|---|---|
| 1 | 本発明は職務発明として認めてよいか。 | はい、いいえ |
| 2 | 発明の目的とその目的達成の程度（効果）はあると思われるか。 | はい、いいえ、どちらとも言えない |
| 3 | 目的（課題）及びその達成度（完成）が現在または将来、社会のニーズに適合する（産業上利用できる）可能性があると考えられるか。 | はい、いいえ、どちらとも言えない |
| 4 (*) | 他の技術と同一、又は類推できるものとは思われないか。 | はい、いいえ、どちらとも言えない |
| 5 (*) | 本発明は公知の知識や文献の記載等から簡単には思いつかないものと考えられるか。 | はい、いいえ、どちらとも言えない |
| 6 (*) | 第三者の権利侵害の発見、立証ができると思われるか。 | はい、いいえ、どちらとも言えない |
| 7 | 本発明は完成していると思われるか（なお、「完成」とは、発明の課題が実際に、具体的に解決できたことである）。 | はい、いいえ、どちらとも言えない |
| 8 | 戦略的見地から、この発明は出願すべきと思われるか（なお、「戦略」とは、外部資金導入、大学の戦略（有償譲渡を含む）、研究者の戦略等をいう）。 | はい、いいえ、どちらとも言えない |
| 総合評価 | 本発明の国内出願に関する総合評価 | ①大学として出願する、 ②ノウハウとして保有する、 ③発明者へ返却する、 ④大学が有償譲渡する（大学から出願しない） |

- 【注記】 1) 上記 1 が職務発明審査の項目、上記 2 ~ 8 が承継審査の項目に該当します。
- 2) 上記 2 ~ 5 のうち、いずれかに、「いいえ」と思われる項目があれば、原則として出願しないと判断して下さい。
- 3) 上記で (*) 印の付いた項目は、予め、知的財産部門が判断して記入する項目です。
- 4) 発明者から任意譲渡の申し入れがあった案件については、上記 2 ~ 8 の承継審査を行います。
- 5) 以下の審査の観点も考慮願います。

| 種別 | | 国内出願可否の取り扱い |
|-------------|------------|-----------------|
| 大学単独出願 | | 大学の意向で決定する |
| 共同出願 | 相手が費用負担 | 相手（企業等）の意向を尊重する |
| | 持分に応じて費用負担 | 相手（企業等）の意向を考慮する |
| 出願前に有償譲渡 | | 大学からは出願しない |
| 出願後に有償譲渡の約束 | | 相手（企業等）の意向を尊重する |

知的財産創作届書



平成 年 月 日

国立大学法人山口大学長 殿

下記の知的財産の創作を行いましたので、国立大学法人山口大学職務発明規則第4条第1項の規定に基づき、届け出ます。

山口大学関係知的財産創作者（筆頭発明者名の前に○を付す）

| 所 属 部 局 名 | 職 名 | 氏 名 |
|-----------|-----|-----|
| | | 印 |
| | | 印 |
| | | 印 |
| | | 印 |
| | | 印 |

知的財産の種類（いずれかに○を付ける） 発明、考案、創作（回路配置利用権、プログラム）

育成（品種登録）、案出（ノウハウ等）

商標（商品名・サービス名）

創作物（発明等）の名称：

この発明等に関する知的財産部門との窓口（発明者中、出願手続に対応される方）

| | | | | | |
|----|--|------|--|------|--|
| 氏名 | | 電話番号 | | 携帯番号 | |
| | | メール | | | |

備考：特許制度の活用は活動を通して社会への貢献をなすものであり、学術論文とは性質が異なります。
産業界が興味を示す見込みのない（市場性の見込みのない）発明は出願の対象とはなりません。

1. 権利の帰属（該当欄の□にレを入れるか、文字に○を付ける。）

| | | | |
|----------|--|--------------|--------------|
| 共同出願人の有無 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (有の場合、下記2項を記入する。) | | |
| 相手機関名 | 相手持分 | 知財連絡者名 (TEL) | 山口大学関係者以外発明者 |
| | | | |
| | | | |

2. 契約関係（該当欄の□にレを入れるか、文字に○を付ける。）

| | |
|---------------------------------|---|
| 契約書の有無 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合、契約の種類：共同研究・委託研究・その他) |
| 契約相手機関名 | |
| 共同出願時の費用負担 | <input type="checkbox"/> 相手持ち <input checked="" type="checkbox"/> 持分に応じて |
| 出願について事前連絡 | <input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 否 (出願についての相手への事前連絡は発明者が行うこと) |
| 研究費の出所 (官公庁からの受託又は再受託の成果の場合) | (願書にその旨記載しなければならないので必ず記載すること) 平成 年度 ○○ 省 県 庁 他 □□□□□ 受託研究である。 |

3. 発明取扱について（該当欄の□にレを入れるか、文字に○を付ける。）

| | | |
|-----|---|--|
| 本発明 | <input checked="" type="checkbox"/> 新規出願 | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 国内優先出願 | 先の出願：特願 — |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 発表予定 (原則として新規性喪失の例外の適用の出願は行わない。) | 学会名： 学会発表日：平成 年 月 日 予稿集等発行日：平成 年 月 日 刊行物名： (出版日：平成 年 月 日) |
| | <input type="checkbox"/> 外国出願の必要性有無 (原則として新規性喪失の例外の適用の外国出願は行わない。) | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (無の場合は、以後、原則、外国出願希望の有無を問い合わせず、外国出願を行いません。) |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 現時点で実施許諾先有 (可能性の有る場合を含む。) | 相手機関名： |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 急ぐ (月 日まで) (理由) | |
| | 通常 | |

4. 特記事項（発明者の要望とその理由を記入する。例えば、①出願しないで有償譲渡を希望、②外部資金導入のために出願を希望 等）

| |
|--|
| |
|--|

5. 発明内容の説明

(基本的には発明者が記載する。但し、発明者で記載が難しい項目については、コーディネータ、アドバイザー、知的財産部門、TLO等に相談する。必要に応じて欄を拡げて書く。)

(1) 発明の要約 {発明の目的、技術上のポイント、効果を簡単に記載する。}

(2) 従来技術とその問題点 {必ず従来技術（特許公報を含めた先行技術文献）の調査をすること。従来技術は自分の先行技術も含めて文献等名を例示し、その問題点を指摘する。なお、先行技術調査で使用したツールを明記する。また、特許インストラクターやCD等に支援してもらったら、その旨明記する。}

(3) 本発明等における問題点の解決手段 {解決ポイント（新規な点）を従来技術と対比し、技術上の利点を説明する。}

(4) 本発明の利用される分野 {発明が何に使われるか説明する。}

(5) 本発明の実施例 {本発明が第三者で再現できるように（必要に応じて図面、グラフ、表等を用いて）、できるだけ多くの事例を開示する。これは法律要件である。}

(6) 発明の効果 {公知の他者データ、自己データの両方の中で、最も類似の公知技術と本発明の構成との相違に基づく効果を説明する。定量的、定性的効果を書く。}

(7) 最も類似の公知技術等との比較データ {本発明の優秀性を示すため、公知の他者データ、自己データの両方の中で、最も類似の公知技術等と比較したデータがあることが望ましい。}

(8) 本発明のキーワード {単語、フレーズ、短い文章を記載する。}

(9) 発明の完成状況 {該当欄の□にレを入れるか、文字に○を付ける。}

アイディアレベル 数値計算レベル 実証試験レベル 試作品レベル 製品レベル

(10) 今後の研究の予定、見通し、戦略等 {次の記入項目を参考に書く。①研究の現段階を踏まえて、今後の研究の課題、計画、見込み（共同研究の場合は、相手企業等との研究スケジュールも）、今後の事業化、技術移転等にどう繋げるか、どう取り組むか等、②今後の研究発表（公表）の予定、③次の研究にどう繋げるか、どう取り組むか等）

(11) 本発明に対する社会のニーズについて {該当欄の□にレを入れるか、文字に○を付ける。}

興味を示す企業有り (企業名：)

想定されるライセンス先有り (ライセンス先：)

イノベーション創出に繋がると思われる (現段階で、企業等ライセンス先が見つからない場合に)

(12) 研究契約等との関係

共同研究契約、有体物の提供・情報の提供等を受けたことに伴う制約（守秘義務等）があれば、教えて下さい。

・知的財産部門が連絡する時の相手方の連絡先（機関名、氏名、TEL）：

()

・契約書の写し等を添付のこと。

文科省提出用調査書（発明一件毎についてお尋ねします）

【日本版バイドール法※の適用についての調査】

本件は文科省の調査事項でもありますので、必ず記載願います。これに記載頂けない場合は、出願ができないかねますので、このことをご了承願います。

※日本版バイドール法（産業活力再生特別措置法）：
政府資金を活用した研究から生まれた発明を大学に帰属させ、そのロイヤリティ収入を発明者に還元することにより、更なる研究開発を促進することを目的とするものです。

【調査事項】

1. 研究費等のバックグラウンド

本研究に係る研究費の主なものは（該当するものに○印を付して下さい。複数回答可ですが、一番金額の大きいものに○○印を付けて下さい。）

- ① 共同研究費
② 受託研究費

国

- ・文部科学省
 - ・経済産業省
 - ・厚生労働省
 - ・農林水産省
 - ・その他（国）
- 公益法人等
- ・科学技術振興機構（JST）
 - ・日本学術振興会（JSPS）
 - ・新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
 - ・その他（公益法人等）

民間企業

- ・大企業
- ・中小企業
- ・小規模企業

その他（ ）

- ③ 補助金
国

- ・文部科学省
- ・経済産業省
- ・厚生労働省
- ・農林水産省
- ・その他（国）

その他（ ）

- ④ 寄附金（奨学寄附金、企業からの助成金等）
⑤ 通常の学内研究費（運営費交付金等）
⑥ その他（ ）

2. 上記質問①、②、③に回答された方に、お尋ねします。
共同研究等の相手が見つかった直接のきっかけは何でしたか（複数回答可）。

- ① 発表した論文
② 学会での発表
③ 展示会等での発表
④ ホームページで研究内容の紹介
⑤ これまでの特許出願
⑥ 企業等への直接のアプローチ
⑦ 報道関係
⑧ 第三者の口利き仲介
⑨ 普段の情報交換や、付き合いのなかで
⑩ その他

3. 本件発明の発明者に列挙した人（該当箇所全てに）

- | | | |
|-----------------------|-----|---|
| ① 大学教員（本人も入れて） | （ ） | 人 |
| ② 大学職員（技術系職員等） | （ ） | 人 |
| ③ 学部学生 | （ ） | 人 |
| ④ 院生（修士、博士、オーバードクター等） | （ ） | 人 |
| ⑤ ポスドク（有給者） | （ ） | 人 |
| ⑥ 学外者（大学） | （ ） | 人 |
| ⑦ 学外者（県国等公的機関） | （ ） | 人 |
| ⑧ 学外者（企業） | （ ） | 人 |
| ⑨ その他（ ） | （ ） | 人 |

知的財産創作届書の作成・提出に当たっての注意事項

产学公連携・イノベーション推進機構
知的財産部門

1. 国内出願の費用は、当初費用だけで1件で約45万円程度かかります。この費用は、本学が負担していることを十分理解願います。
ついては、知的財産創作届書を提出するに当たっては、まず、創作者の方で、本件発明は本当に出願すべきなのか、事前に十分吟味頂きますようお願いします。
2. 知的財産創作届書は、基本的には発明者が作成して下さい。但し、発明者で記載が難しい項目については、山口大学产学公連携・イノベーション推進機構のコーディネータ、アドバイザー、知的財産部門や山口TLO等にご相談下さい。
3. 知的財産創作届書に記載する「創作者」は、実際に創作に携わった者だけとして下さい（単に指示したり、または指示に従って実験をしただけの者は創作者ではありません）。
4. 創作者のうち、代表創作者（筆頭発明者）の名前の前に必ず○を付けて下さい（発明者は、知的財産創作届書に記載された順序で特許願に記載されますが、順序は権利の軽重とは無関係です）。
5. 本件発明に関する連絡者（窓口）は、本件発明を特許等出願する場合の発明者サイドの窓口となる人（発明内容をお答えできる人）をお願いします。
6. 発明内容の説明の中の発明の要約の項には、次のことを書いて下さい。
①発明の目的、内容（技術的構成）
②公知の技術と、技術上の違いのポイント
③上記②の相違に起因する効果の優位性
7. 先行技術文献の項には、自らの発明のベースとなった技術文献や、類似の技術文献名を書いて下さい（なお、特許文献以外の場合は、文献のコピーを添付して下さい）。
特に、自分が発表した関連文献がある場合には、必ずコピーをお願いします。
8. 最後のページの文科省提出用調査書（発明一件毎に、日本版バイドール法*の適用についての調査）は必ず記載願います。これに記載頂けない場合は、出願ができかねますので、このことをご了承願います。
9. この知的財産創作届書（1項目含め全頁）は、产学公連携・イノベーション推進機構知的財産部門
E-mail: chizai@yamaguchi-u.ac.jp
まで電子メールでお送り下さい。
但し、知的財産創作届書の1項目は創作者の捺印が必要ですので、上記電子メールと並行して（同時に）、1項目は必ず捺印の上、产学公連携・イノベーション推進機構知的財産部門まで学内便等でお送り下さい。

発明についてのＴＬＯ、コーディネータ等の所見、 知的財産部門コメント

平成 年 月 日

創作物（発明等）の名称：

筆頭発明者の所属部局名、職名、氏名：

1. 本発明についてのＴＬＯ、コーディネータ等の所見 {本発明の市場性等（技術移転の可能性を中心）} (ＴＬＯ、コーディネータ等がコメントを必ず記載する。必要に応じて欄を拡げて書く。)

(記載者の所属、氏名、連絡先：)

2. 知的財産部門コメント {本発明の特許性等}

(記載者の氏名、連絡先：)

外国出願（J S Tへの支援申請）案件を審査する時の発明審査基準
(審査の観点)と評価

平成 年 月 日

発明の名称（出願時）：

出願番号：特願

筆頭発明者の所属部局名、職名、氏名：

発明審査基準と評価

| 項目 | 基準 | 評価 |
|--|---|------------------|
| (*) 1. 特許性 | 新規性 | 有、無、不明 |
| | 進歩性 | 高、中、低 |
| (**) 2. 経済性 | 市場の規模 | 大、中、小 |
| | 起業化・有力企業へのライセンスの可能性 | 大、中、小 |
| (*) 3. 社会公共性 | 社会公共に対する技術の貢献度{発明が社会の安寧(安全又は環境、健康の確保)に寄与する貢献度のことをいう。社会公共性が高い発明についてはプラス要因として評価する。} | 大、中、小 |
| (**) 4. J S Tの特許化 支援制度の趣旨 からみた発明の 位置付け | 1) 技術の大幅な進歩を促すことが期待される画期的な着想に基づく発明 | 高、中、低 |
| | 2) 将来我が国の産業基盤を形成する可能性のある発明 | 高、中、低 |
| | 3) 新規産業を形成する可能性のある発明 | 高、中、低 |
| | 4) 既存産業技術を大幅に向上させる可能性のある発明 | 高、中、低 |
| (**) 5. 出願国 | 出願希望国の適否 | 適当、不適当 |
| 総合評価 | 本発明の外国出願（J S Tへの支援申請）に関する総合評価 | ①申請する、 ②申請しない |

【注記】1) 上記1～5を参考に総合評価をして下さい。

2) 上記で、項目の上に、(*)印が付いた項目は、予め、知的財産部門が判断して記入する項目です。

3) 上記で、項目の上に、(**)印が付いた項目は、予め、山口T L O等が判断して記入する項目です。

4) 以下の審査の観点も考慮願います。

| 出願種別 | | 外国出願（JSTへの支援申請）可否の取り扱い |
|--------|------------|------------------------|
| 大学単独出願 | | 大学の意向で決定する |
| 共同出願 | 相手が費用負担 | 相手（企業等）の意向を尊重する |
| | 持分に応じて費用負担 | 相手（企業等）の意向を考慮する |

外国出願の要否調査、JST外国出願支援申請書(発明概要)の記入依頼

平成 年 月 日

筆頭発明者 殿

〒755-8611 山口県宇部市常盤台 2-16-1
国立大学法人山口大学
産学公連携・イノベーション推進機構
知的財産部門 部門長 佐田 洋一郎

【回答先】 担当 有村 明子
Tel:0836-85-9978 (Fax:9967)
E-mail: arimura@yamaguchi-u.ac.jp

山口大学に承継され国内出願された発明の外国出願について、以下の点についてお知らせいたします。

山口大学では、外国の権利も取得する必要のある発明については、科学技術振興機構(JST)特許出願支援制度を活用することとしています。

つきましては、国内出願をしました下記発明についてPCT出願支援制度公募要領をご一読の上、外国出願の要否を厳選して判断頂き、知的財産部門まで電子メールで回答をお送り下さいようお願いいたします。

期限までに、外国出願の要と回答頂き、JST外国出願支援申請書(発明概要)を記入して提出頂いた場合は、後日、学内の知的財産審査委員会で審議し、JSTへ支援申請することに決定したときに申請することになります。(昨今JSTの採択が厳しくなっており、今後も厳しいことが予想されます。)

JST特許出願支援制度申請の留意事項(1/2)

本支援制度はJSTが外国出願費用を負担するのではなく、5百万円～2千万円の出願費用を立て替える制度(このうち約12万円は本学が負担)であることを理解され、更に外国はもちろん日本国内で実施料収入があっても、発明者、研究室及び本学への報償に優先して、JSTに返還されることもご承知下さい。なお外国出願費用を回収できる可能性が高いと判断される具体的根拠・理由についても回答をお願いいたします。

また、JSTは大学とTLOにしか外国出願の支援をしませんので、共同出願の場合は外国出願費用のうち、本学の権利持ち分割合分をJSTに外国出願の支援申請をすることになります。

したがって、JSTへの外国出願の支援申請は、共同出願相手が、①外国出願することに、②その出願希望国について、同意していることが前提となります。

JST 特許出願支援制度申請の留意事項（2/2）

J S T 支援制度に申請する場合は、

- ①P C T 出願申請書類の一部事項記載（07年度より義務化）
 - ②J S T 特許調査員への技術内容の詳細説明——その後 J S T で P C T 出願審査
 - ③J S T 指導に基づく明細書の改訂にあたり弁理士・知的財産部門への協力——その後 P C T 出願
 - ④国際調査機関の見解書に対応する弁理士・知的財産部門への協力
 - ⑤各国移行申請書類の一部事項記載
 - ⑥J S T 特許調査員への技術内容の詳細説明——その後 J S T で 各国移行審査
 - ⑦J S T 指導に基づく明細書の改訂にあたり弁理士・知的財産部門への協力——その後 各国移行
- 以上についてご協力を頂きます。

J S T 特許出願支援制度 申請の案内のホームページ：

http://www.jst.go.jp/tt/pat/web_koubo.html

併せて、添付の「外国出願についての注意事項」を十分勘案して頂きますようお願いいたします。

記

【基礎出願（国内出願）等の情報】

（下記①～⑧の項目及び回答期限日は、知的財産部門で予め記載します。）

- ①本学知的財産部門 整理番号：
- ②発明の名称（出願時）：
- ③出願番号： 特願
- ④国内出願日：平成 年 月 日
- ⑤30条適用： あり（公開日 平成 年 月 日）、 なし
- ⑥共同出願人、その持分割合（%）：
- ⑦共同出願時の費用負担： 相手持ち、 持分に応じて
- ⑧JST 申請期限：平成 年 月 日（国内出願日より6ヶ月以内）

回答期限日 平成 年 月 日

* なお、期限までにご回答頂けない場合は、当知的財産部門にて判断の上、決定させて頂きますので、ご了承下さい。

以上

外国出願の要否調査に関する回答用紙

国立大学法人山口大学 産学公連携・イノベーション推進機構
知的財産部門 部門長 佐田 洋一郎 殿

平成 年 月 日

【基礎出願（国内出願）等の情報】

(下記①～⑧の項目は、知的財産部門で予め記載します。)

- ①本学知的財産部門 整理番号 :
- ②発明の名称（出願時）:
- ③出願番号 : 特願
- ④国内出願日：平成 年 月 日
- ⑤30条適用 : あり（公開日 平成 年 月 日）、なし
- ⑥共同出願人、その持分割合（%）:
- ⑦共同出願時の費用負担 : 相手持ち、持分に応じて
- ⑧JST申請期限：平成 年 月 日（国内出願日より6ヶ月以内）

【以下について、回答者で記載願います。】

〔回答者の所属、氏名 : 〕

1. 外国出願の要否

〔 要 、 否
(以下記入不要) 〕

2. 出願希望国

(JSTは基本的には1～5カ国程度しか支援しないとのことですので、ご承知おき下さい。)

〔 〕

3. 共同出願相手の意向（共同出願の場合に記入下さい）

共同出願相手は、外国出願することと出願希望国に、

〔 同意 、 同意 、 不同意
(相手は、外国出願に (相手は、外国出願では、 (→外国出願出来ない)
ついても、国内出願 持分を山口大学に譲渡
と同様の持分割合で、 し、山口大学の持分
共同出願することに 100%で外国出願する
同意した) ことに同意した) 〕

4. 外国出願費用を回収できる可能性が高いと判断される具体的根拠・理由をご記入下さい。
(J S Tの審査のポイントになります。発明者で記載して下さい。)



5. 別添しましたJ S T外国出願支援申請書（発明概要）のご記入をお願いいたします。
「発明概要」中の「4. 出願希望国とライセンス活動・市場規模等の状況」では、出願希望国を記入頂き、既に海外への活動を開始している場合は活動状況を必ず記入下さい。（記入内容により、J S Tによる採択の可能性が高まることがあります。）
記入方法は、別添しましたJ S T外国出願支援申請書（発明概要）記入例を参照下さい。
J S T特許出願支援制度 申請の案内のホームページ：
http://www.jst.go.jp/tt/pat/web_koubo.html
にも記載されています。
6. J S T外国出願支援申請書「発明概要」中の「2. 申請前調査結果」に、本申請案件の国内出願の明細書で記載の先行技術の「非特許文献」以外の「非特許文献」を記入された場合は、その「非特許文献」も併せてご提出下さい。（PDF版を電子メールで、または紙媒体を学内便で）

外国出願についての注意事項

産学公連携・イノベーション推進機構
知的財産部門

1. 外国出願費用は JST の支援を仰いでいます

外国出願の費用は、1カ国当たり当初費用約150万円程度かかるため、山口大学では、基本的には、外国出願（PCT出願）については、すべてJST（科学技術振興機構）に出願支援を依頼している。なお、19年4月からは、公的費用（WIPO事務局へ納めるPCT出願費用12万円）と年金は大学負担となる。

また、企業等との共同出願は、大学の権利の持分についてのみJSTが支援をすることとなっている。

2. 外国出願の前には、これまでの自己発表論文等の再確認をお願いします

外国出願の支援申請後のJSTの審査では、他人の発明はもちろん、発明者自身の論文等、学会発表、雑誌掲載、インターネット発表、発明者自身の前の出願も含めて、先行技術をかなり厳しくチェックしている。

山口大学では、発明者自身の論文等の先行技術があるために不採択になるケースがかなり多い。JSTへの申請時には、発明者自身の少しでも関連する論文等があれば必ず自己申告して頂くことを呼びかけている。JSTへの申請後にJSTが調査して、上述した論文等を先行技術として指摘された場合は、その時点で申請を取り下げざるを得ない。

3. 新規性喪失の例外規定の適用出願は支援が受けられません

原出願の国内出願が特許法30条（新規性喪失の例外規定）に該当すると、欧州では特許がとれず、JSTは、基本的にはその案件について外国出願支援をしていない。

4. 支援が採択された後でも実施化等がチェックされます

- PCT出願の支援が採択された後、各国への移行段階の審査では、申請した発明について市場性、有用性、発明の完成度、ライセンスの有無などについて、改めて審査され、満たしていない場合には支援が打ち切られこととなる。
- 移行後各国で登録された後も、1年毎に本件の実施化、契約の進捗状況、市場調査等についてJSTに報告することが義務付けられており、PCT出願から三年経過時に何らライセンス活動の進展がなければ、支援は中止される。

以上の点を十分勘案して頂き、外国出願には臨んで頂きますようお願いいたします。

JST 特許出願支援制度 発明概要 (申請の際は必ず記入し添付してください)

申請の種類を選択してください

| | |
|-------|-----------|
| 申請の種類 | (選択して下さい) |
|-------|-----------|

1. 発明の内容

要記入 : PCT新規 移行から新規 繼続支援

| | |
|-------|---|
| 発明の内容 | この欄には概略を記載してください（必須）。明細書と重複する内容は省略して頂いて構いません。 |
|-------|---|

2. 申請前調査結果

[発明者が出願前に発表した最も近似する技術] 最大 5 技術を記載して下さい

要記入 : PCT新規 移行から新規

| | |
|--------------------|-----------------|
| 特許出願（出願日）、論文等（発表日） | 本発明との差異、本発明の優位性 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

[他者の公知技術・従来技術 調査結果] 重要なものから最大 5 技術を記載して下さい

要記入 : PCT新規

| | |
|---|-----------------|
| 特許出願（出願日）、文献等 (同一の技術・製造法等に関するものは、まとめて記載してください) | 本発明との差異、本発明の優位性 |
| . | |
| . | |
| . | |
| . | |
| . | |
| . | |
| . | |
| . | |
| . | |
| . | |

データベース : 検索期間 : キーワード :

3. 有用性

| | |
|------------------------|--|
| 発明の効果 | この欄には概略を記載してください。 |
| | 書ききれない場合や図面等を伴う説明資料がある場合は、自由様式で追加資料を別途添付してください。 |
| 追加資料の有無 | <input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし 追加資料ファイル名 |
| 本制度の趣旨 から見た本発明の位置づけ | |

本制度における主たる審査観点：

特許性、市場性、社会公共性等を勘案し、特許権存続期間中に次のいずれかに該当するものを選考いたします。

- 1) 技術の大幅な進歩を促すことが期待される画期的な着想に基づく発明
- 2) 将来我が国の産業基盤を形成する可能性のある発明
- 3) 新規産業を形成する可能性のある発明
- 4) 既存産業技術を大幅に向上させる可能性のある発明

[応用分野] 有望なものから最大5分野を記載して下さい

| 主な具体的応用分野 | 開発の進捗 | 技術の完成度 |
|-----------|---------|--------|
| | 選択して下さい | |

4. 出願希望国とライセンス活動・市場規模等の状況

[指定国移行段階の申請] 支援を希望する上位5カ国について、(活動がない場合も)必ず記載してください

[PCT出願前の申請] 基礎出願に対する活動について記入し、既に海外へ活動を開始した場合も適宜記入して下さい

| 希望順 | 国名 | 活動状況(※) | 契約企業又は、ライセンスの想定企業 | ライセンス計画・事業展開計画、予定期限、市場規模等 |
|-----|----|---------|-------------------|---------------------------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |

市場性調査の結果が有る場合は、調査結果について自由様式で追加資料を別途添付してください

別添の市場性調査の有無 あり なし 別添資料ファイル名

※ 活動状況 1:現に収入がある 2:契約がある 3:特定企業と交渉中 4:不特定企業に活動中 5:活動していない

5. 国内出願後(またはPCT出願後)の研究・開発進展状況

要記入 : PCT新規 移行から新規 繼続支援

| | |
|--|-----------|
| 出願後の研究・開発の継続 | (選択して下さい) |
| 出願後の成果 | (選択して下さい) |
| 新たに取得されたデータ、実用化に向けた新展開等 (PCT出願前の申請では、国内優先権主張出願の予定の有無も記入して下さい) | |

6. JST他事業の利用希望

要記入 : PCT新規 移行から新規 繼続支援

| | | | |
|------------------|-----------|--------------|-----------|
| JSTによるライセンス活動の支援 | (選択して下さい) | JST他事業への情報提供 | (選択して下さい) |
| JSTのJ-STOREへの掲載 | (選択して下さい) | | |

JST他事業利用に関する詳細は「募集要項5.注意事項」を参照して下さい

7. その他

要記入 : PCT新規 移行から新規 繼続支援

| | | | |
|----------------------|-----------|------------|--|
| 研究過程におけるJST助成金の利用の有無 | (選択して下さい) | JST助成金等の名称 | |
| | | 助成金の金額 | |
| その他特記事項・アピール事項等 | | | |

8. 國際調査機関の否定的見解への対応

要記入 : 移行から新規 繼続支援

| | |
|---|-----------|
| 否定的見解への対応 | (選択して下さい) |
| 国際調査報告書 第VIII欄「国際出願に対する意見」への対応 (審査官の意見が付されている場合は、対応について必ず記載してください) | |

否定的見解への対応と受理の基準に関する詳細は「募集要項4.選考(4)」を参照して下さい

9. 原出願からの主な追加・修正事項

要記入 : 繼続支援

| | |
|--|---|
| PCT出願における原出願からの追加・修正の有無 | <input checked="" type="radio"/> 追加・修正なし <input type="radio"/> 追加修正あり |
| 主な追加・修正事項 (必ずしも請求項単位ではなく、関連する事項はまとめて記載して構いません) | JSTコメントに基づく変更はチェック |
| | <input type="checkbox"/> |

修正箇所が多い場合、又は複雑な場合などは、適宜、対比表等を追加資料として提出してください。

追加資料の有無

あり なし

追加資料ファイル名

要記入： 繼続支援**10. 未報告の実施料収入等**

直近の「ライセンス活動等報告（採択案件を対象に毎年6月にJSTが実施）」による調査以降に締結し、未報告となっている実施許諾等の契約、および同調査以降に発生し、同じく未報告となっている収入について記入してください

| | | |
|-----------|------------------------------------|---|
| 前回調査以降の進展 | <input type="radio"/> 未報告の契約・収入がある | <input checked="" type="radio"/> 未報告の契約・収入は無い |
|-----------|------------------------------------|---|

審査請求案件を審査する時の審査基準（審査の観点）と評価

平成 年 月 日

発明の名称（出願時）：

出願番号：特願

筆頭発明者の所属部局名、職名、氏名：

審査基準と評価

| 項目 | 基準 | 評価 |
|--------|---|------------------------|
| 1 (**) | 出願から2年半以内に実施契約が成立しているか。（あるいは、実施契約には至っていないが、将来期待が持てそうなものであるか。） | はい、いいえ、どちらとも言えない |
| 2 (*) | 外部資金導入のきっかけとなったものであるか。 | はい、いいえ、どちらとも言えない（交渉中等） |
| 3 (*) | 大学の方針、戦略（大学の研究推進戦略等）、研究者の戦略（有償譲渡を含む）に沿ったものであるか。 | はい、いいえ、どちらとも言えない |
| 総合評価 | 本発明の審査請求に関する総合評価 | ①審査請求する、 ②審査請求しない |

【注記】1) 上記1～3のうち、いずれかに、「はい」と思われる項目があれば、原則として審査請求をすると判断して下さい。

- 2) 上記で(*)印の付いた項目は、予め、知的財産部門が判断して記入する項目です。
- 3) 上記で(**)印の付いた項目は、予め、山口T.L.O等が判断して記入する項目です。
- 4) 以下の審査の観点も考慮願います。

| 種別 | 審査請求可否の取り扱い | |
|-------------|-------------|-----------------|
| 大学単独出願 | 大学の意向で決定する | |
| 共同出願 | 相手が費用負担 | 相手（企業等）の意向を尊重する |
| | 持分に応じて費用負担 | 相手（企業等）の意向を考慮する |
| 登録後に有償譲渡を約束 | | 相手（企業等）の意向を尊重する |

審査請求の要否調査の記入依頼

平成 年 月 日

筆頭発明者 殿

〒755-8611 山口県宇部市常盤台 2-16-1
国立大学法人山口大学
産学公連携・イノベーション推進機構
知的財産部門 部門長 佐田 洋一郎

【回答先】 担当 酒井 由美子
Tel:0836-85-9965 (Fax:9967)
E-mail: y-sakai@yamaguchi-u.ac.jp

山口大学に承継され国内出願された発明の審査請求について、以下の点についてお知らせいたします。

特許取得を目指す場合は審査請求（出願から3年以内）をしなければなりませんが、山口大学では、審査請求する必要のある発明を厳選して、審査請求することとしています。

つきましては、国内出願をしました下記発明について、下記留意事項をご一読の上、審査請求の要否を厳選して判断頂き、知的財産部門まで電子メールで回答をお送り下さいますようお願いいたします。（利用される見込みのない発明については原則として不要として下さい。）

期限までに、審査請求の要と回答頂き、提出頂いた場合は、後日、学内の知的財産審査委員会で審議し、審査請求することに決定したときに請求することになります。

審査請求案件の審査について

学内の知的財産審査委員会では、審査請求案件の審査については、下記のように大学等における審査請求料が無料期のものと有料期のものとに分けて、審議（審査、承認等）されますので、勘案して頂きますようにお願いいたします。

審査請求案件の審査

- ① 審査請求料の無料期 {特許経費全面無料期（特例期間）：～H19年3月出願}⇒発明者の審査請求の希望（「審査請求要否調査回答用紙」を参照）に沿い、学内の知的財産審査委員会で承認
- ② 審査請求料の半額有料期 {審査請求料、登録料のみが半額有料期（減免期間）：H19年4月出願～}⇒発明者の審査請求の希望や共願案件の場合は共願相手の意向に沿い、学内の知的財産審査委員会で、審査委員による委員会方式で審査

審査請求申請の留意事項

審査請求の要と回答頂いた案件については、審査請求が必要と判断される具体的根拠・理由についても回答をお願いいたします。下記の審査請求の学内審査基準に対応してお答え下さい。

審査請求の学内審査基準

- ①出願から2年半以内に実施契約が成立しているか。(あるいは、実施契約には至っていないが、将来期待が持てそうなものであるか。)
- ②外部資金導入のきっかけとなったものであるか。
- ③大学の方針、戦略(大学の研究推進戦略等)、研究者の戦略(有償譲渡を含む)に沿ったものであるか。
- ④共同出願については、相手(企業等)の意向に沿ったものであるか。(相手(企業等)の意向を尊重、考慮する。)

(学内の知的財産審査委員会では、以上①～④の観点に沿って、審査請求の可否を判断しています。)

記

【下記の①～⑦の項目及び回答期限日は、知的財産部門で予め記載します。】

- ①本学知的財産部門 整理番号 :
- ②発明の名称(出願時) :
- ③出願番号 : 特願
- ④国内出願日 : 平成 年 月 日
- ⑤30条適用 : あり(公開日 平成 年 月 日)、なし
- ⑥共同出願人、その持分割合(%) :
- ⑦共同出願時の費用負担 : 相手持ち、持分に応じて

回答期限日 平成 年 月 日

* なお、期限までにご回答頂けない場合は、当知的財産部門にて判断の上、決定させて頂きますので、ご了承下さい。

以上

審査請求の要否調査に関する回答用紙

国立大学法人山口大学 産学公連携・イノベーション推進機構
知的財産部門 部門長 佐田 洋一郎 殿

平成 年 月 日

【下記の①～⑦の項目は、知的財産部門で予め記載します。】

- ①本学知的財産部門 整理番号 :
- ②発明の名称（出願時）:
- ③出願番号： 特願
- ④国内出願日：平成 年 月 日
- ⑤30条適用 : あり（公開日 平成 年 月 日）、なし
- ⑥共同出願人、その持分割合（%）:
- ⑦共同出願時の費用負担：相手持ち、持分に応じて

【以下について、回答者で記載願います。】

回答者の所属、氏名 :

1. 審査請求の要否

要 、 否
(以下記入不要)

2. 審査請求が必要と判断される具体的根拠・理由をご記入下さい。

{下記の審査請求の学内審査基準を参考にしてお答え下さい。発明者で記載して下さい。

- ①出願から2年半以内に実施契約が成立しているか。（あるいは、実施契約には至っていないが、将来期待が持てそうなものであるか。）
- ②外部資金導入のきっかけとなったものであるか。
- ③大学の方針・戦略（大学の研究推進戦略等）、研究者の戦略（有償譲渡を含む）に沿ったものであるか。
- ④共同出願については、相手（企業等）の意向に沿ったものであるか。（相手（企業等）の意向を尊重、考慮する。）